

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業立地・IT振興課	整理番号	2-1
許認可等の種類	地域経済牽引事業計画の承認			
根拠法令条例等・条項	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律			
許認可等の概要	促進区域において、事業者が行う地域経済牽引事業計画の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (法令等の規定において言い尽くされているため) 【地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン】</p> <p>申請された地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認められること(法第13条第4項の規定に基づく承認)。具体的には、申請された地域経済牽引事業計画が、次の(1)～(6)のいずれの事項も満たすことが確認できること。</p> <p>(1) 地域経済牽引事業として実施する事業が、同意基本計画に定める「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」を満たすと見込まれるものであること。</p> <p>(2) 事業の内容及び実施時期が具体的、かつ一定程度実現が見込まれるものであること。</p> <p>(3) 事業の実施に必要な資金の額が地域経済牽引事業計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであると認められること。</p> <p>(4) 地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合、事業の内容及び役割分担から、これらの者が事業の実施に真に必要な者であると判断されること。</p> <p>(5) 地域経済牽引事業計画の計画期間の終期は、計画期間の始期から5年目を含む事業年度の末日以前であること。</p> <p>(6) 地域経済牽引事業計画の承認前に取得した施設や設備、又は建設を開始した施設が当該計画による支援対象となっていないこと(当該施設や設備を活用して事業を行うことは妨げない)。ただし、法施行初年度である平成29年度に限り、既に着工している施設であっても、同意基本計画に位置づけられているものであり、かつ、基本方針の公布以降に着工しているものについては、地域経済牽引事業計画による支援対象とすることとする。なお、着工済みの施設については、前述の通り支援対象となる可能性があるが、地域経済牽引事業計画の承認前に施設の取得を行っているものについては、支援対象外となるため留意すること。なお、申請された地域経済牽引事業計画に法第13条第3項第1号及び第2号に掲げる事項の記載があるときは、記載された内容が法第11条第3項の規定による同意を得た土地利用調整計画と適合すると認められること(法第13条第5項の規定に基づく確認)。具体的には、申請された地域経済牽引事業計画が、次のいずれの事項も満たすことが確認できること。</p> <p>① 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積が、同意土地利用調整計画に定める土地利用調整区域の所在、面積等と適合していること。</p> <p>② 地域経済牽引事業の内容及び事業の用に供する施設の概要が、同意土地利用調整計画に定める地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項等と適合していること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日間[県の休日(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで)は除く]			
期間の制定根拠	内容確認(必要に応じて現地調査等)20日、審査10日			